

# 日本泌尿器科学会 編集委員会規則

制定 2000年6月7日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会編集委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## 第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は一般社団法人日本泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、日本泌尿器科学会学術誌等の編集発行を担当する。委員会は、泌尿器科学に関する研究の進歩、知識の普及を図り、もって我が国における学術の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 日本泌尿器科学会雑誌の編集発行
- (2) International Journal of Urology の編集発行
- (3) 学会「会報」の編集発行
- (4) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

## 第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる編集委員および編集幹事をもって構成する。

### 2 編集委員（以下「委員」という）

- (1) 原則として、東部A,B地区、中部地区、西部地区の理事より計7名をバランスよく適宜選任する。
- (2) その他委員会が必要と認める者。

### 3 編集主幹および編集幹事（以下「幹事」という）

幹事は原則として編集主幹1名および編集幹事若干名からなり、編集業務を補佐する。編集主幹は、委員長の業務を補佐し、編集業務において中心的な役割を担う。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。

(委員および幹事の選任)

第5条 委員は、委員長が理事長と合議のうえ推薦、幹事は委員長、理事長、委員が合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## 第4章 会議

(委員会および編集会議の開催, 議決)

第8条 編集委員会は、編集委員長、編集委員と編集主幹の出席の下に適宜開催し、編集方針などの基本的事項について検討する。

編集委員会の開催は編集委員定数の合計の半数以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 編集委員会のもとに、編集委員および編集幹事によって構成される編集会議をおき、原則として編集会議において、投稿原稿の査読依頼、採否、訂正指示など、編集に関することを討議、決定する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 理事長は必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

必要に応じて、編集業務を外部機関に委託してもよい。

## 第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

(投稿規定)

第12条 投稿規定は、編集委員会において決定し、その変更は、理事会の承認を受けるものとする。また、投稿規定は、日本泌尿器科学会雑誌および International Journal of Urology に必要に応じて掲載する。

## 附 則

(施行期日)

この規則は、2001年7月14日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この規則は、2002年4月17日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この規則は、2005年7月27日から施行し、2005年4月12日より適用する。

## 附 則

(施行期日)

この規則は、2012年11月2日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2016年3月30日から施行する。

1 規則書式変更に伴う修正。

2 第3条

活動として、学会「会報」の編集発行を追加。

3 第4条

2 編集委員の構成を変更。

(旧) 原則として東部A地区選出の理事より4名、東部B地区、中部地区、西部地区選出の理事より各1名の計7名からなる

(新) 原則として、東部A,B地区、中部地区、西部地区の理事より計7名をバランスよく適宜選任する。

3 編集幹事の役割について追記。

編集主幹は、委員長の業務を補佐し、編集業務において中心的な役割を担う。

4 第6条

「委員及び幹事は、原則として、日本泌尿器科学会総会時の理事会において半数を改選する」という規則は削除。

5 第7条

委員長は「原則として理事長」から「理事」であることと変更。

6 第8条 編集委員会の出席対象を幹事から編集主幹とし、開催頻度を年2回から適宜へと変更。

7 第10条 「必要に応じて、編集業務を外部機関に委託してもよい」を追加。